

○国有林野管理規程

昭和 36 年 3 月 28 日
農林省訓令第 25 号
[最終改正] 令和 2 年 12 月 25 日
農林水産省訓令第 23 号

第一章 総 則

(趣旨)

第 1 条 国有林野の取得、維持、保存及び運用（以下「管理」という。）並びに処分については、国有林野の管理経営に関する法律（昭和 26 年法律第 246 号。以下「法」という。）、国有林野の管理経営に関する法律施行令（昭和 29 年政令第 121 号。以下「令」という。）、国有林野の管理経営に関する法律施行規則（昭和 26 年農林省令第 40 号。以下「規則」という。）その他の法令、及び農林水産省所管国有財産取扱規則（昭和 34 年農林省訓令第 21 号）に定めるもののほか、この訓令の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この訓令において「国有林野」とは、法第 2 条第 1 項に規定する国有林野をいう。

2 この訓令において「要存置林野」とは、法第 2 条第 1 項第 1 号の国有林野をいい、「不要存置林野」とは、同項第 2 号の国有林野をいう。

第二章 境界の保全

(境界標及び境界簿)

第 3 条 森林管理局長は、要存置林野の境界に関する事項を記載した境界簿を備えるとともに、その境界の主要点に境界標を設置し、常にその境界を明らかにしておかなければならない。

2 森林管理局長は、次に掲げる基準により境界標を区分しなければならない。

特に侵害のおそれがある境界にある境界標 第一種境界標

第一種境界標以外の境界標 第二種境界標

3 森林管理局長は、境界簿の副本を関係の森林管理署長（境界の保全に係る要存置林野が森林管理署の支署の管轄区域内にある場合にあっては、森林管理署支署長。以下この章において同じ。）に保管させなければならない。

(標識原簿)

第 4 条 森林管理局長は、第一種境界標及び第二種境界標、予備標、三角点標並びに図根点標（以下「標識類」という。）ごとに口座を設けた標識原簿を備え、常に

現状を明らかにしておかなければならない。

- 2 森林管理局長は、標識原簿の副本を関係の森林管理署長に保管させなければならない。

(標識巡検簿)

- 第5条 森林管理署長は、標識類ごとに口座を設けた標識巡検簿を関係の森林事務所に備えておかなければならない。

(様式)

- 第6条 境界簿、標識原簿及び標識巡検簿の様式は、別に林野庁長官が定める。

(標識類の巡検)

- 第7条 森林管理局長は、第一種境界標について巡検すべき回数を定め、その巡検すべき回数を標識原簿に記載するとともに、森林管理署長に指示しなければならない。
- 2 前項の巡検すべき回数は、一年に一回以上に定めなければならない。

- 第8条 森林管理署長は、前条第1項の指示に従い、その区分及び巡検すべき回数を標識原簿の副本に記載するとともに、毎年度巡検計画をたて、これを森林官に指示しなければならない。
- 2 森林官は、国有林野を巡視する場合には少なくとも前項の巡検計画に従った第一種境界標の巡検を行わなければならない。
- 3 森林管理署長は、特別の事情により森林官が巡検を行うことができない場合には森林官以外の職員に第1項の巡検計画に従った第一種境界標の巡検を行うよう指示することができる。
- 4 森林官は、国有林野を巡視した場合において標識類を巡検したときは、その標識類の状況を標識巡検簿に記載しなければならない。
- 5 第3項の指示を受けた職員が、第一種境界標を巡検する場合には、前項並びに第68条第3項及び第4項の規定を準用する。

(予備調査)

- 第9条 森林管理局長は、国有財産法（昭和23年法律第73号。以下「財産法」という。）第31条の3第1項の規定により境界を確定するための協議を求めようとする場合には、あらかじめ、土地台帳、官林台帳、改租図、地押図等の公図、その他の資料を調査するとともに、実地について行政区界、付近の地形、林相等を調べなければならない。

(財産管理人)

- 第10条 森林管理局長は、財産法第31条の3第1項の規定により境界を確定するための協議を求めようとする場合において所有者の所在が知れない土地につき財

産管理人があるときは、あらかじめ、その者が代理権を有するかどうかを調査しなければならない。

(通知の方法)

第 11 条 財産法第 31 条の 3 第 1 項及び第 31 条の 4 第 5 項の通知は、郵送による場合にあつては、配達証明郵便をもってしなければならない。

2 郵送以外の方法によって前項の通知をしたときは、当該隣接地所有者から当該通知を受領した旨の文書を提出させなければならない。

(境界簿への押印等)

第 12 条 国有財産法施行細則(昭和 23 年大蔵省令第 92 号)第 1 条の 4 第 4 号及び第 1 条の 5 第 4 号の境界標の位置は、境界簿をもって示さなければならない。

2 森林管理局長は、前項の境界簿に、境界の確定につき協議した隣接地所有者又は財産法第 31 条の 4 第 1 項の規定により境界を定めるため立ち会った市町村の職員の記名を求めなければならない。

(委任状等の徴収)

第 13 条 森林管理局長は、隣接地所有者が代理人をして財産法第 31 条の 3 第 2 項の協議をさせた場合には、その代理権を証する書面を提出させなければならない。

第三章 取得、所管換及び種別替等

(取得の承認)

第 14 条 森林管理局長は、国有林野とする目的で土地を取得しようとする場合において、当該取得が寄付に係るものであるとき又は当該土地の面積が 50 ヘクタール(交換による取得の場合にあつては、1 ヘクタール)を超えるときは、国有財産法施行令(昭和 23 年政令第 246 号。以下「財産法施行令」という。)第 9 条第 1 項各号に掲げる事項を記載した申請書に次に掲げる書類及び関係図面を添えこれを農林水産大臣に提出してその承認を受けなければならない。

一 登記事項証明書の写

二 寄附の場合には、相手方の寄附申請書

三 交換の場合には、相手方の承諾書

四 寄附以外の場合には、契約書案

五 相手方が公共団体である場合には、取得しようとする土地についての当該公共団体の議決機関の議決書の写

六 法令の規定により許可、認可その他の手続を要するものである場合には、所要の手続を経たことを証する書面の写

七 補償をする場合には、補償調書の写

八 地上権、抵当権、賃貸借による権利その他所有権以外の権利の有無を明らかにした調書

(取得前の処置)

第 15 条 森林管理局長は、国有林野とする目的で土地を取得しようとするときは、当該土地に関する地上権、抵当権、賃貸借による権利その他所有権以外の権利の有無を調査し、これらの権利があるときは、これらの権利を消滅させた後でなければ、当該土地を取得してはならない。ただし、当該土地の取得を必要とする特別の事情がある場合において、これらの権利があっても当該土地をその用に供するのに支障がないときは、この限りでない。

(所管換の承認)

第 16 条 森林管理局長は、国有林野とする目的で面積 50 ヘクタールを超える土地（面積 50 ヘクタール以下の土地で、その上の立木竹の見積価額が 1 億円を超えるものを含む。）の所管換を受けようとするとき、又は相互にする所管換であってその相手方に対し所管換をする財産が面積 10 ヘクタールを超える土地（面積 10 ヘクタール以下の土地で、その上の立木竹の見積価額が 1 億円を超えるものを含む。）であるものにより国有林野とする目的で土地の所管換を受けようとするときは、財産法施行令第 7 条各号に掲げる事項を記載した申請書に次に掲げる書類及び関係図面を添え、これを農林水産大臣に提出してその承認を受けなければならない。

(他省庁への所管換の承認)

第 17 条 森林管理局長は、その管理する 10 ヘクタールを超える国有林野（10 ヘクタール以下の国有林野で、その上の立木竹の見積価額が 1 億円を超えるものを含む。）について、他の省庁の部局等の長から所管換の内協議を受けた場合において、これに同意しようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書に關係図面を添え、これを農林水産大臣に提出してその承認を受けなければならない。

- 一 所管換をしようとする国有財産の台帳記載事項
- 二 他の省庁の部局等の長の協議の内容
- 三 有償の場合には、評価額及びその算出基礎
- 四 その他参考となるべき事項

第 18 条 削除

(種別替)

第 19 条 森林管理局長は、不要存置林野が国有林野の有する公益的機能の維持増進又は国有林野の管理経営上必要となったと認める場合には、これを要存置林野に種別替をしなければならない。

(用途廃止)

第 20 条 森林管理局長は、次に掲げる場合には、要存置林野の用途を廃止して、不

要存置林野とすることができる。ただし、国有林野の有する公益的機能の維持増進その他国有林野事業の使命達成上支障がある場合は、この限りでない。

- 一 当該林野の境界を整備する必要がある場合
 - 二 当該林野が孤立して、又は河川、稜線等によって区切られて存在し、かつ、小面積であるため、当該林野を経営することが著しく不利である場合
 - 三 当該林野が現に林木育成の用に供されておらず、かつ、将来もその用に供する見込みがない場合
 - 四 当該林野を公用、公共用又は公益事業の用に供することを適当とする場合
 - 五 当該林野を土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）その他の法令により他人の土地を収用することができる事業の用に供することを適当とする場合
 - 六 当該林野が土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 2 条第 2 項に規定する土地改良事業を施行する地域として定められた場合
 - 七 当該林野を農林業構造の改善のために行う事業の用（農業構造の改善のための農用地の造成の目的に供される林地に代るべき林地の用を含む。）に供することを適当とする場合
 - 八 当該林野をその所在する地方の住民の生活環境の保全のための施設の用に供することを適当とする場合
 - 九 当該林野の所在する地方の住民の生業を維持するため、当該生業の用に供することを適当とする場合
 - 十 前各号に掲げる場合のほか、当該林野をその所在する地方の資源の開発又は産業の振興に著しく寄与する事業の用に供することが特に必要であると認められる場合
- 2 森林管理局長は、前項の規定により要存置林野の用途を廃止しようとする場合には、次に掲げる事項を記載した申請書に位置図を添え、これを林野庁長官に提出してその承認を受けなければならない。ただし、同項第 6 号若しくは第 7 号に掲げる場合、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条第 1 項に規定する道路の敷地の用に供する場合又はその面積が 20 ヘクタール以下である場合は、この限りでない。
- 一 国有財産台帳記載事項
 - 二 地況及び林況
 - 三 用途を廃止しようとする理由
 - 四 その他参考となるべき事項

第 21 条 削除

第四章 貸付及び使用

（借受人及び使用者の制限）

第 22 条 森林管理署長（貸付又は使用（収益を含む。以下同じ。）に係る国有林野が森林管理署の支署の管轄区域内にある場合にあっては、森林管理署支署長。以

下この章において同じ。)は、国有林野を借り受け、又は使用しようとする者から申請があった場合において、当該申請者が次の各号の一に該当するときは、国有林野を貸し付け又は使用させてはならない。ただし、やむを得ない事情があると認められる場合は、この限りでない。

- 一 国有林野若しくはその産物の売払代金又は国有林野の貸付料若しくは使用料を滞納している者
- 二 国有林野又はその産物に関する損害賠償金又は違約金の納付を完了していない者

(公益的機能の考慮)

第22条の2 森林管理署長は、国有林野を貸し付け、又は使用させようとする場合には、国土の保全その他の国有林野が有する公益的機能を考慮しなければならない。

(貸付及び使用の承認)

第23条 森林管理署長は、国有林野を貸し付け、又は使用させようとする場合において、次の各号の一に該当するときは、森林管理局長の承認を受けなければならない。ただし、第1号、第2号、第4号又は第5号に該当する場合であって、契約期間の満了後、引き続き従前の借受人又は使用者に貸し付け、又は使用させようとするときその他林野庁長官が別に定める場合は、この限りでない。

- 一 面積1ヘクタールをこえる国有林野を貸し付け、又は使用させようとする場合(主として根株を使用させようとする場合を除く。)
 - 二 温泉敷又は建物敷(軽易な建物に係るものを除く。)として貸し付け、又は使用させようとする場合
 - 三 不要存置林野を貸し付け、又は使用させようとする場合において、貸付料又は使用料(法律の規定により減額するときは、減額する前の貸付料又は使用料とする。)の年額(貸付期間又は使用の期間が1年未満のときは、総額とする。)が5百万円を超えるとき。
 - 四 法第6条の2第1項の計画に従って整備される公衆の保健の用に供する施設の用に供するために貸し付け、又は使用させようとする場合
 - 五 その他事の異例に属する場合
- 2 森林管理署長は、前項の規定により森林管理局長の承認を受けようとする場合には、次に掲げる事項を記載した申請書に実測図及び位置図を添え、これを森林管理局長に提出しなければならない。
- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
 - 二 当該林野の所在及び面積
 - 三 地況及び林況
 - 四 仮受け又は使用の目的及び期間
 - 五 貸付又は使用の対価
 - 六 処理意見

七 その他必要な事項

(期間)

第 24 条 貸付又は使用の期間は、植樹、道路、水路、ため池等の用に供する場合を除くほか、長期にわたらないように定めなければならない。

(貸付料等)

第 25 条 貸付料又は使用料の年額は、法令に別段の定めがある場合を除き、当該林野につき、用途等に応じて林野庁長官が定める算定方法を適用して得られる金額とする。

2 貸付又は使用によって残地の利用が特別の制限を受ける場合の貸付料又は使用料は、前項の規定により算定される額に、当該残地の利用制限の程度に応じ、当該残地の貸付料又は使用料に相当する額の全部又は一部を加算して定めなければならない。

第 26 条 1 年に満たない期間についての貸付料又は使用料の額は、前条の規定による貸付料又は使用料の年額の 365 分の 1 に相当する額に当該期間の開始する日から当該期間の満了する日までの日数を乗じた額とする。

第 27 条 坑口、鉱さい捨場、沈でん池その他将来林地に回復することができないか又は著しく困難な用途に供するため国有林野を貸し付ける場合の貸付料の額は、最初の貸付期間に限り、前 2 条の規定により算出される額に、契約の時ににおける当該林野の時価の 7 割に相当する額を当該貸付期間において回収することができるだけの額を加算した額とする。

(時価よりも低い貸付料等)

第 28 条 法第 8 条の 2 第 1 項の規定により貸付料又は使用料を時価よりも低く定める場合における貸付料又は使用料の額は、法第 8 条の 2 第 1 項第 1 号から第 3 号まで及び令第 5 条第 4 号から第 6 号までに掲げる施設の用に供する場合にあっては前 3 条の規定により算出される額（以下この条において「基準額」という。）の 3 割に相当する額以上で林野庁長官が別に定める額とし、その他の施設の用に供する場合にあっては基準額の 5 割に相当する額以上で林野庁長官が別に定める額とする。

2 法第 8 条の 3 の規定により貸付料又は使用料を時価よりも低く定める場合における貸付料又は使用料の額は、基準額の 5 割に相当する額以上で林野庁長官が別に定める額とする。

(貸付料等の最低額)

第 29 条 前 4 条の規定により算出される貸付料又は使用料の額が 3 千円に満たない場合には、これらの規定にかかわらず、当該貸付料又は使用料の額は、3 千円

とする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

(特約)

第 30 条 森林管理署長は、国有林野を貸し付け、又は使用させる契約を結ぶ場合には、次に掲げる事項を特約しなければならない。

一 借受人又は使用者が当該林野に附属させた物件を収去すべき期限

二 契約期間中に経済事情の著しい変動があった場合において森林管理署長が料金変更の協議をしたときは、借受人又は使用者は、正当な理由がなければこれを拒むことができないこと。

三 借受人又は使用者は、自己の責めに帰すべき理由により契約が解除され、又は自己の申出により解約された場合においては、既に納めた貸付料又は使用料の返還を請求しないこと。

四 貸付地（借受人において樹木の育成の用に供するものを除く。）又は使用地に天然に生じた樹木は、国の所有とし、これを除去しようとするときは、森林管理署長の指示に従うこと。

五 借受人又は使用者は、納付すべき貸付料又は使用料（その額が千円に満たない貸付料又は使用料を除く。）を指定された納付期限までに納付しない場合においては、納付期限日の翌日から納付の日までの日数につき、国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和 31 年政令第 337 号）第 29 条第 1 項に規定する財務大臣の定める率の割合で計算した延滞金を納付すること。

六 有償の貸付又は使用の期間が 6 月以上の場合にあっては、貸付料又は使用料を分割して納付することができること。

六の二 有償の貸付又は使用の場合にあっては、当該期間の開始後においても、貸付料又は使用料を納付するまでは当該林野を引き渡さず、又は使用させないこと。ただし、前号の規定により貸付料又は使用料を分割して納付する場合は、この限りでない。

七 無償又は減額した対価での貸付け又は使用の場合にあっては、借受人又は使用者が所定の用途と異なる用途に供したときは、その供した日以後の期間について、無償の場合にあっては当該林野の貸付料又は使用料に相当する金額、減額の場合にあってはその減額した額に相当する金額に、それぞれ民法（明治 29 年法律第 89 号）第 404 条に規定する法定利率に基づき計算した利息を付して国に納付しなければならないこと。

八 法第 6 条の 2 第 1 項の計画に従って公衆の保健の用に供する施設の整備をしようとする場合には、当該計画に定められた国有林野の有する公衆の保健以外の公益的機能との調和その他施設の整備に際し配慮すべき事項

(貸付料等の減免)

第 31 条 法第 8 条の 4 の規定による国有林野の貸付料又は使用料の減免は、災害の発生した日から起算して 1 年（当該災害の復旧が遅延している場合にあっては、2 年）を経過する日までにおいて納付すべき貸付料又は使用料につき、災害のあ

った年における当該借受人又は使用者の当該災害による所得の減少の程度に応じ、次の区分により行なうものとする。ただし、数年分の貸付料又は使用料を納付する場合は、この限りでない。

- 一 所得の減少見積額が通常の前年における所得額の8割以上であるとき 免除
- 二 所得の減少見積額が通常の前年における所得額の5割以上8割未満であるとき
7割減
- 三 所得の減少見積額が通常の前年における所得額の3割以上5割未満であるとき
5割減

2 森林管理署長は、前項の規定により国有林野の貸付料又は使用料を減免しようとする場合には、森林管理局長に申し出て、その指示に従わなければならない。

(跡地検査)

第32条 森林管理署長は、貸付又は使用の契約が終了したときは、遅滞なく、借受人又は使用者に立会を求めて跡地検査をしなければならない。

第五章 売払い

(売払の優先順位)

第33条 法第8条各号に掲げる者(以下「買受優先者」という。)からの買受けの申請が競合した場合における不要存置林野の売払の優先順位は、次の各号の順位によるものとする。

- 一 法第8条第1号又は第3号に掲げる者
- 二 法第8条第4号に掲げる者のうち当該林野を農用地とし、又は小規模林業経営の規模の拡大の事業の用に供するもの
- 三 法第8条第2号に掲げる者
- 四 法第8条第4号に掲げる者(第2号に掲げるものを除く。)

2 前項の規定による優先順位が同一の者からの買受けの申請が競合した場合における不要存置林野の売払の優先順位は、同項第1号又は第2号に該当する者については当該林野を必要とする程度又は縁故の程度を、同項第3号に該当するものについては当該林野との関係及び申請価額を、同項第4号に該当する者については当該林野を必要とする程度及び申請価額をそれぞれ考慮して定めるものとする。

(処分調査書等の作成)

第34条 森林管理局長は、不要存置林野を売り払おうとする場合は、当該林野につき、次に掲げる事項を記載した処分調査書、位置図及び実測図を作成しなければならない。

- 一 所在
- 二 当該林野の価額
- 三 台帳面積、実測面積又は見込面積並びに土地の価額及びその算出基礎

四 立木竹又は副産物がある場合にあっては、その種類、品質、材積又は数量並びに価額及びその算出基礎

五 地況並びに交通及び運搬の便否

六 法令の規定により立木竹の伐採その他の行為が制限されている場合にあっては、その内容

七 附帯義務がある場合にあっては、その内容

八 規則第 21 条各号に掲げる者の有無

九 買受けを希望する者の有無

2 前項の場合において、売り払おうとする不要存置林野が現に貸し付けているものであり、かつ、その借受人が改良借受人（貸付の期間中において当該林野の土地に改良を加え、引き続き当該林野を借り受けている者又は一般承継人として当該林野を借り受けている者をいう。以下同じ。）であるときは、当該土地が現に貸付の前の状態にあるとした場合の当該土地の価額及びその算出基礎を処分調査書に附記しなければならない。

第 35 条 前条第 1 項第 3 号の土地の価額及び同項第 4 号の価額は、林野庁長官が別に定める算出方法により算出するものとする。

2 前条第 1 項第 4 号の材積は、毎木調査によって測定するものとする。ただし、林況によりその必要がないと認める場合には、標準地調査によることができる。

3 前条第 1 項第 4 号の数量は、竹、幼齡木、特用樹等で前項の規定により材積を測定することが適当でないもの及び副産物について、適宜の方法により算定するものとする。

（予定価格）

第 36 条 森林管理局長は、第 34 条第 1 項第 2 号の価額（改良借受人に売り払う場合にあっては、同項第 4 号の価額及び同条第 2 項の価額の合計額）をもって売払の予定価格としなければならない。ただし、法令の規定により減額した価額で譲渡できる場合は、この限りでない。

（売払価額）

第 37 条 売払価額は、予定価格を下ってはならない。

（保安林）

第 38 条 森林管理局長は、保安林である不要存置林野を売り払おうとする場合において当該保安林の指定を解除しても支障がないと認められるときは、その手続をしなければならない。

（申請書提出期間）

第 39 条 森林管理局長は、規則第 20 条第 3 項第 5 号の買受けの申請の期間を定める場合には、同条第 1 項の規定により売払の公告をする場合にあっては 30 日以

内、同条第2項の規定により売払の通知をする場合にあっては20日以内の日数において定めなければならない。ただし、特に必要があると認める場合には、この日数を超える日数において申請の期間を定めることができる。

2 前項の期間の経過後に到着した申請書であっても、その期間内に発送したものはこれを受理することができる。

(申請価額の引上げの勧奨等)

第40条 森林管理局長は、不要存置林野を売り払う場合において、買受申請者のうちに申請価額が予定価格(法令の規定により減額した対価で譲渡できる場合にあっては、その減額した価額。以下次条まで同じ。)に達しない買受優先者が含まれるときは、これらの者(申請価額が予定価格に達する者よりも第33条の順位が下である者を除く。)に対し、申請価額の引上げを勧奨しなければならない。

2 森林管理局長は、規則第20条第1項の公告をした場合において買受申請者のうちに申請価額が予定価格に達する者がいないとき(買受申請者のうちに買受優先者が含まれるときは、前項の勧奨をしてもなお申請価額が予定価格に達する者がいないときに限る。)は、買受申請者(同項の勧奨を受けた者を除く。)のすべてに対し申請価額の引上げを勧奨しなければならない。

3 森林管理局長は、前2項に規定する場合を除き、受理した申請価額を増減させてはならない。

(買受人の決定)

第41条 森林管理局長は、申請価額(前条第1項及び第2項の勧奨により引き上げた後の価額を含む。以下この条において同じ。)が予定価格に達する買受申請者が2人以上ある場合には、当該買受申請者のうちに買受優先者が含まれるときは、第33条の順位の最も高い者、その他のときは、申請価額の最も高い者をもって買受人と定めなければならない。

第42条 削除

(再公告)

第43条 森林管理局長は、規則第20条第2項の売払の通知をした林野につき売払ができない場合には、更に同条第1項の売払の公告をしなければならない。

2 森林管理局長は、規則第20条第1項の売払の公告をした林野につき売払が出来なかった場合において買受希望者があると認めるときは、更に同項の公告をすることができる。

(売払代金の延納)

第44条 森林管理局長は、財産法第31条第1項ただし書又は国有財産特別措置法(昭和27年法律第219号)第11条第1項の規定により延納の特約をしようとするときは、財産法施行令第18条各号に掲げる事項を記載した申請書に関係図面を

添え、これを農林水産大臣に提出してその承認を受けなければならない。

(売払後の通知)

第 45 条 森林管理局長は、国有林野を売り払った場合には、当該林野が保安林であるときは都道府県知事に、当該林野に附帯する権利があるときはその権利者に通知しなければならない。

(損害の賠償)

第 46 条 森林管理局長は、財産法第 30 条第 1 項の規定により契約を解除しようとする場合において、解除後に損害の賠償を求めようとするときは、財産法施行令第 17 条各号に掲げる事項を記載した申請書に關係図面を添え、これを農林水産大臣に提出してその承認を受けなければならない。

第 47 条 削除

第五章の二 樹木採取権

(樹木採取権運用協定)

第 47 条の 2 森林管理局長は、樹木採取権の設定後又は移転（法人の合併その他の一般承継によるものを除く。以下この条において同じ。）後直ちに当該設定を受けた者又は当該移転を受けた者と次に掲げる事項を内容を含む樹木採取権運用協定を締結しなければならない。

- 一 樹木採取権実施契約の締結手続に関する事項
- 二 樹木採取権者が採取した樹木の搬出及び搬出後の跡地検査に関する事項
- 三 樹木採取権者が樹木の採取、加工又は運搬、小屋掛け、通路の開設その他施設及び器具の設置のため国有林野を利用しようとするときは国の承認を得なければならないことその他国有林野の利用に関する事項
- 四 国による報告の要求、調査又は指示その他樹木採取権運用協定又は樹木採取権実施契約の違約時における対応に関する事項
- 五 採取跡地における植栽の実施に関する事項
- 六 樹木採取権の移転時又は消滅時における対応に関する事項
- 七 樹木採取権並びに樹木採取権運用協定、樹木採取権実施契約その他の契約の契約上の地位並びに当該契約に基づく樹木採取権者の権利及び義務の処分の制限及び当該処分に係る手続に関する事項
- 八 その他効率的かつ安定的な林業経営の育成及び国有林野の適切かつ効率的な管理経営の実施の確保の観点から約定しておくべき事項

第六章 分収造林

(分収林の設定標準)

第 48 条 森林管理局長は、次の各号の一に該当する国有林野につき、分収造林契約を締結することができる。

- 一 小規模林業経営の規模の拡大の事業の用に供することを適当とする林野
 - 二 農用地の造成のために供された民有林野の代替地として造林のために利用させることを適当とする林野
 - 三 貸し付け、若しくは使用させてある林野、分収林又は共用林野で造林地として利用させることを適当とするもの
 - 四 従来の特殊事情によって地元住民に利用させることが少なかった地方において、他の地方における住民の利用との均衡上地元住民に利用させることを相当とすに至った林野で、造林地として利用させることを適当とするもの
 - 五 当該地方の地元住民の福祉上造林地として利用させることを適当とする林野
 - 六 うるし、きりその他の特用樹の造林地として利用させることを適当とする林野
 - 七 その所在する地域における効率的かつ安定的な林業経営の育成を図るため造林地として利用させることを適当とする林野
 - 八 前各号のほか、林業知識の普及又は林業の実習のため造林地として利用させることを適当とする林野
- 2 国土保全その他の必要により皆伐することが適当でない林野及び植栽（人工下種を含む。）による造林に適しない林野については、分収造林契約を締結してはならない。
- 3 木の実、木の皮等の採取を目的とする樹種で分収することが困難なものは、分収造林契約の対象としてはならない。

(設定面積)

第 49 条 分収林の面積は、一造林者につき 100 ヘクタール以内でなければならない。ただし、林野庁長官が別に定める場合は、この限りではない。

(設定順位)

第 50 条 分収造林契約の申請が競合した場合における契約の優先順位は、次の各号の順位によるものとする。

- 一 国有林野の活用に関する法律（昭和 46 年法律第 108 号）第 3 条第 1 項第 2 号、第 3 号及び第 7 号に掲げる国有林野の活用の場合であつて当該各号に掲げる者
- 二 当該林野に密接な関係のある住民の組織する団体（前号に掲げるものを除く。）
- 三 当該林野の所在する地域を地区に含む森林組合及び生産森林組合（前 2 号に掲げるものを除く。）
- 四 当該林野の所在する市町村（第 1 号に掲げる者を除く。）
- 五 前各号に掲げるもの以外のもの

2 前項の規定にかかわらず、当該申請に係る申請者が林野庁長官が別に定める者である場合は、当該申請者を第一順位とする。

(設定の承認)

第 51 条 森林管理局長は、分収造林契約を結ぼうとする場合において当該申請者が前条第 1 項第 5 号（前条第 2 項の林野庁長官が別に定める者を除く。）に該当するときは、次の事項を記載した申請書に位置図を添え、これを林野庁長官に提出してその承認を受けなければならない。ただし、当該申請者が学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する小学校、中学校、高等学校その他林野庁長官が別に定めるものである場合は、この限りでない。

- 一 所在地及び面積
- 二 地況及び林況
- 三 造林樹種、伐期及び分収の割合
- 四 申請者の氏名又は名称及び住所並びにその造林能力
- 五 分収林の設定を必要とする理由
- 六 その他参考となる事項

(収益分収の割合の制限)

第 52 条 森林管理局長は、造林者の収益分収の割合が 100 分の 85（北海道にあっては 100 分の 90）を超える契約をしてはならない。

(特約)

第 53 条 森林管理局長は、分収造林契約を結ぶ場合には、次に掲げる事項を特約しなければならない。

- 一 造林者は、法第 15 条ただし書の規定により森林管理局長の許可を受けてその権利を処分しようとする場合において、国が当該権利の買受けの申込みをしたときは、正当な理由がなければこれを拒むことができないこと。
- 二 造林者は、法第 17 条第 1 項の規定により契約が解除された場合には、同条第 2 項の規定により国の所有に帰する樹木がないときにあつては、契約締結の日から解除の日までの期間につき第 25 条第 1 項、第 26 条及び第 29 条の規定により算定した毎年度の貸付料に相当する金額に民法（明治 29 年法律第 89 号）第 404 条に規定する法定利率に基づき計算した利息を加算した金額の合計額（以下この号において「貸付料相当額」という。）を、法第 17 条第 2 項の規定により国の所有に帰する樹木があり、かつ、その樹木につき森林管理局長が評定した価額が貸付料相当額に満たないときにあつては、その差額を賠償として国に支払わなければならないこと。
- 三 造林者は、森林管理署長が、法第 11 条第 3 項の規定により、天然に生じた樹木を分収木として指定した場合において、森林管理局長が収益分収の割合を変更する旨協議をしたときは、正当な理由がなければこれを拒むことができないこと。

- 四 造林者が規則第37条の規定により定められた搬出期間内にその分収樹木の搬出を終らない場合には、その樹木は国の所有に帰すべきこと。
- 五 造林者は、搬出を終らない分収樹木を他人に譲渡する場合には、造林者が搬出につき国に対して有する権利義務を譲受人が承継し、かつ、連帯してその責めに任ずる旨を記載した書面に譲受人と連署して森林管理署長（分収造林契約に係る国有林野が森林管理署の支署の管轄区域内にある場合においては森林管理署支署長。）に届け出なければならないこと。
- 六 収益分収を終った土地については、分収造林契約の効力が消滅すべきこと。
- 七 森林管理局長は、天災地変その他造林者の責めに帰することができない理由により契約の目的を達する見込みがないと認める場合には、分収造林契約を解除することができること。
- 八 森林管理局長は、分収林を農耕地その他林野以外の用途に供すべき特別の必要があると認めた場合は、分収造林契約の解約の申入れをすることができること。
- 九 第7号又は前号の特約により分収造林契約を解除又は解約した場合には、分収木は、収益分収の割合で分収すること。

（権利の処分等の許可）

第54条 森林管理局長は分収造林契約の目的を達するため支障がないと認める場合のほか、法第15条ただし書の許可をしてはならない。

（存続期間等の変更）

第55条 森林管理局長は、分収林の有する公益的機能の維持増進を図るため適当であると認める場合又は分収林の林分が利用期（当該林分に係る立木から採材される素材の過半数が当該地域市場において一般用材として取引される大きさに達している林齢をいう。）に達している場合には、造林者の申請により、分収造林契約の存続期間又は伐採の時期を変更することができる。

（解除の承認）

第56条 森林管理局長は、法第17条第1項又は第3項の規定により分収造林契約を解除しようとする場合には、次に掲げる事項を記載した申請書に位置図を添え、これを林野庁長官に提出してその承認を受けなければならない。

一 分収造林台帳記載事項

二 分収林の現況

三 解除しようとする理由

四 法第17条第1項の規定により解除しようとする場合には賠償金の額、同条第3項の規定により解除しようとする場合には造林者の損失額及びこれらの額の算出基礎

五 その他参考となる事項

第 57 条 削除

(意見の聴取)

第 58 条 森林管理局長は、法第 17 条第 4 項の意見の聴取をしようとするときは、造林者に対し、意見の聴取の日時及び場所その他必要な事項を記載した書面により、その期日の少なくとも 1 週間前までに到達するように通知するとともに、契約を解除しようとする分収林を管轄する森林管理署（分収造林契約に係る国有林野が森林管理署の支署の管轄区域内にある場合には森林管理署の支署。）及び当該分収林の所在する市町村の事務所の掲示場に当該通知の内容を公示しなければならない。

- 2 森林管理局長は、意見の聴取に際しては、利害関係人、学識経験者その他参考となるべき者の出席を求め、その意見を聴かななければならない。
- 3 森林管理局長は、意見の聴取の経過に関する重要事項及び意見の聴取の結果に基づき処理意見を林野庁長官に報告し、その指示を受けなければならない。

第六章の二 分収育林

(明認方法)

第 58 条の 2 森林管理署長（分収育林契約に係る国有林野が森林管理署の支署の管轄区域内にある場合には森林管理署支署長。）は、分収木について明認方法を施すものとする。ただし、立木ニ関スル法律（明治 42 年法律第 22 号）の規定に基づき、所有権保存登記がなされた場合は、この限りでない。

(管理経営計画)

第 58 条の 3 森林管理局長は、分収林にかかる管理経営計画を立てなければならない。

(特約)

第 58 条の 4 森林管理局長は、分収育林契約を結ぶ場合には、次に掲げる事項を特約しなければならない。

- 一 分収金の額が、費用負担者一人につき千円に満たない場合には、当該分収金は国庫に帰属すべきこと。
- 二 費用負担者は、分収育林契約締結後、速やかに森林保険に加入しなければならないこと。
- 三 費用負担者が分収時において行方不明等により分収金の受取りが困難な場合には、森林管理局長の指定する場所を債務履行地とすべきこと。
- 四 収益分収を終わった土地については、分収育林契約の効力が消滅すべきこと。
- 五 森林管理局長は、天災地変その他契約当事者の責めに帰することができない理由により契約の目的を達する見込みがないと認める場合には、分収育林契約を解除することができること。

六 森林管理局長は、分収林を農耕地その他林野以外の用途に供すべき特別の必要があると認める場合は、分収育林契約の解約の申入れをすることができること。

七 第5号又は前号の特約により分収育林契約を解除又は解約した場合には、分収木は、収益分収の割合で分収すること。

(解除の承認)

第58条の5 森林管理局長は、法第17条の6において準用する法第17条第3項の規定により分収育林契約を解除しようとする場合には、次に掲げる事項を記載した申請書に位置図を添え、これを林野庁長官に提出してその承認を受けなければならない。

- 一 分収育林台帳記載事項
- 二 分収林の現況
- 三 解除しようとする理由
- 四 費用負担者の損失額及びその額の算出基礎
- 五 その他参考となる事項

(準用規定)

第58条の6 分収育林契約の解除については、第58条の規定を準用する。この場合において、第58条第1項中「造林者」とあるのは、「費用負担者」と読み替えるものとする。

第七章 共用林野

(共用林野の設定標準)

第59条 森林管理署長(共用林野契約に係る国有林野が森林管理署の支署の管轄区域内にある場合にあっては、森林管理署支署長。以下この章において同じ。)は、共用林野契約を結ぼうとする者から申請書の提出があった場合には、次に掲げる事項を考慮の上、契約を結ぶことの可否並びに法第18条第1項第1号から第4号までの林産物の採取数量又は家畜の放牧頭数及び共用林野の区域を定めなければならない。

- 一 当該地方において当該林産物又は放牧地を必要とする程度
- 二 共用者が当該林産物又は放牧地を必要とする程度及び国有林野以外から得られる当該林産物の数量又は放牧地の面積

第60条 森林管理署長は、次の各号の一に該当する国有林野でなければ法第18条第1項第3号の用途に使用させる共用林野契約を締結してはならない。

- 一 自家用薪炭の原木を譲与する慣行のあった林野
- 二 自家用薪炭の原木を随意契約により売払をする慣行がある地方においてその原木を供給する林野

三 開拓に伴い自家用薪炭の原木を採取するため必要となった林野

四 従来管理経営上の必要によって地元住民に利用させることが少なかった地方の林野で他の地方の住民の利用との均衡上当該地方の住民の自家用薪炭の原木の採取の用途に供することを適当とするもの

(設定順位)

第 61 条 共用林野契約の申請が競合した場合における契約の優先順位は、次の各号の順位によるものとする。

- 一 無償で、若しくは随意契約による売払により法第 18 条第 1 項第 1 号から第 4 号までの林産物の供給を受ける慣行を有し又は同項各号に掲げる用途に国有林野を使用していた市町村の住民又は市町村内の一定の区域に住所を有する者を共用者とする共用林野の申請者
- 二 当該国有林野の所在する市町村又は当該市町村内の一定の区域に住所を有する者を共用者とする共用林野の申請者
- 三 その他の者

(共用林野の設定の承認)

第 62 条 森林管理署長は、法第 18 条第 1 項第 3 号又は第 5 号に掲げる用途に使用させる共用林野契約を結ぼうとする場合には、申請書を森林管理局長に提出して、その承認を受けなければならない。ただし、契約期間の満了後、引き続き従前の相手方と共用林野契約を結ぼうとするときは、この限りでない。

2 前項の申請書には次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
- 二 共用林野とする国有林野の所在、区域及び面積
- 三 地況及び林況
- 四 有償無償の別及びその理由
- 五 共用林野を必要とする理由
- 六 その他参考となる事項

(共用林野の使用料)

第 63 条 共用林野の使用料の額は、当該林野につき、用途等に応じて林野庁長官が定める算定方法を適用して得られる金額とする。

(時価よりも低い使用料等)

第 64 条 共用林野の使用料は、共用者に法第 13 条に掲げる事項を行わせる場合に限り、第 1 号又は第 2 号に掲げる共用林野にあつてはこれを免除し、第 3 号又は第 4 号に掲げる共用林野にあつては前条の規定により算出した額（以下この条において「基準額」という。）の 5 割に相当する額に軽減し、第 5 号に掲げる共用林野にあつては基準額の 7 割に相当する額に軽減する。

- 一 法第 18 条第 1 項第 1 号又は第 4 号に掲げる用途（エネルギー源として共同の

- 利用に供するための原木の採取を除く。)に使用させる共用林野
- 二 法第 18 条第 1 項第 2 号又は第 5 号に掲げる用途に使用させる共用林野で特別の施業を必要としないもの
 - 三 法第 18 条第 1 項第 2 号又は第 5 号に掲げる用途に使用させる共用林野で特別の施業を必要とするもの
 - 四 法第 18 条第 1 項第 3 号に掲げる用途に使用させる共用林野で慣行により譲与していた自家用薪炭の原木の採取を目的とするもの
 - 五 法第 18 条第 1 項第 3 号に掲げる用途に使用させる共用林野で前号に掲げる共用林野以外のもの

(特約)

- 第 65 条 森林管理署長は、共用林野契約を結ぶ場合には、次に掲げる事項を特約しなければならない。
- 一 契約の相手方は、共用林野から共用者が採取した林産物の数量が契約に定めた数量に達しない場合があっても当該林産物の不足数量の補足又は既に納めた使用料の返還を請求しないこと。
 - 二 契約の相手方は、契約期間中に経済事情に著しい変動があった場合において森林管理署長が料金変更につき協議をしたときは、正当な理由がなければこれを拒むことができないこと。

(準用規定)

- 第 66 条 第 29 条本文の規定は、第 63 条及び第 64 条の規定による共用林野の使用料の額について準用する。
- 2 第 31 条第 1 項の規定は、法第 21 条の 2 で準用する法第 8 条の 4 の規定による共用林野の使用料の減免について準用する。
 - 3 第 56 条及び第 58 条の規定は、法第 23 条第 1 項の規定により共用林野契約を解除し、又は共用林野の使用を制限し、若しくは禁止する場合に準用する。この場合において、第 56 条及び第 58 条中「森林管理局長」とあるのは「森林管理署長」と、「林野庁長官」とあるのは「森林管理局長」と、それぞれ読み替えるものとする。

第八章 巡視及び保護

(巡視)

- 第 67 条 森林管理署長(巡視に係る国有林野が森林管理署の支署の管轄区域内にある場合にあつては、森林管理署支署長。次項並びに次条第 3 項及び第 4 項において同じ。)は、随時管内を巡視して、国有林野の管理及び処分に関する諸般の状況をは握しなければならない。
- 2 森林管理署長は、特別の事由のない限り毎月一回以上森林官その他の駐在員を招集して、その担当職務に関する事情を聴取し、必要な事項を指示しなければならない

らない。

第 68 条 森林官は、他の用務に従事する場合を除き、常時その担当する区域内の国有林野を巡視し、その巡視に当たっては特に次に掲げる事項に注意しなければならない。

- 一 標識類の保全
- 二 盗伐、誤伐等の防止
- 三 火災、虫害、鳥獣その他の被害の防除
- 四 境界線、防火線、林道その他の施設の保全
- 五 造林及び苗木養成の成績
- 六 伐木、造材及び搬出の状況
- 七 貸付地、使用地、分収林、共用林野等の利用状況
- 八 鳥獣のせい息状況及び狩猟の状況
- 九 伐木、造材又は木材売買を業とする者の記号、印章、刻印等の使用状況

2 森林官は、その担当する区域内の国有林野につき、風水害、火災その他の災害又は工事等による被害が生ずるおそれがある場合には、ただちに当該林野を巡視しなければならない。

3 森林官は、前 2 項の巡視にあたって、異状その他特別の状況を認めた場合には、その旨をすみやかに森林管理署長に報告し、かつ、急を要するものについては、臨機の処置をしなければならない。

4 森林管理署長は、前項の規定により報告を受けた場合において、当該報告の内容が国有林野の境界の管理上特に重要であると認めるときは、速やかにその旨を森林管理局長に報告しなければならない。

(被害報告)

第 69 条 森林管理署長(被害に係る国有林野が森林管理署の支署の管轄区域内にある場合にあつては、森林管理署支署長。第 4 項において同じ。)は、国有林野に被害が発生した場合において、その見積損害額が 5 百万円を超えるとき、その被害が火災又は犯罪に係るものであるときその他特に必要と認めるときは、速やかに次に掲げる事項を森林管理局長に報告しなければならない。

- 一 被害の場所及び面積(必要がある場合には位置図を添えること。)
- 二 被害物件の種類、数量及び価額(亡失及び現存の別に記載すること。)
- 三 被害の原因及び状況
- 四 被害の発生及び発見の日時
- 五 従来及び被害当時における保護の状況
- 六 加害者及び被害物件に対する処置
- 七 被害後における措置
- 八 復旧に要する経費の額
- 九 その他参考となる事項

2 森林管理局長は、前項の報告を受けた場合において、特に必要と認めるときは、

前項各号に掲げる事項をすみやかに林野庁長官に報告しなければならない。

- 3 前2項の規定は、当該被害に係る報告が会計検査院法（昭和22年法律第73号）第27条の規定によりなされる場合には、適用しない。
- 4 森林管理局長及び森林管理署長は、第1項及び第2項の報告のほか、毎会計年度における国有林野に係る被害状況を、森林管理署長にあっては森林管理局長に、森林管理局長にあっては林野庁長官に、当該年度の終了後遅滞なく、報告しなければならない。

（無権原の開墾等）

第70条 森林管理署長（無権原の開墾、植樹等に係る国有林野が森林管理署の支署の管轄区域内にある場合にあっては、森林管理署支署長。この項において同じ。）は、権原がないのに国有林野に開墾、植樹等の行為をした者を発見した場合には、当該林野の利用を中止させ、植栽木等があるときはこれを収去させるとともに、権原なくして利用した期間につき第25条から第27条まで及び第29条の規定による貸付料又は使用料に民法（明治29年法律第89号）第404条に規定する法定利率に基づき計算した利息を加算した額に相当する金額（植栽木がある場合においてその金額がその植栽木の時価からその樹木に係る通常の造林費を控除した額に満たないときは、その控除した額に相当する金額）を賠償金として徴収しなければならない。ただし、森林管理署長が当該林野の利用を中止させ、又は植栽木等を収去させることが適当でないとき認めるときは、森林管理局長の承認を受けて、賠償金を納付させた上、当該林野を貸し付け、又は使用させることができる。

（火入れ）

第71条 森林管理署長（火入れに係る国有林野が森林管理署の支署の管轄区域内にある場合にあっては、森林管理署支署長。次項及び第3項において同じ。）は、国有林野に火入れをしようとする場合には、森林法（昭和26年法律第249号）第22条の規定による防火の設備及び関係者への通知をするとともに、あらかじめ、関係市町村の長に次に掲げる事項を通知しなければならない。

- 一 火入れの場所及び面積
- 二 火入れの目的
- 三 火入れの日時
- 四 防火体制
- 五 火入れの担当者

- 2 森林管理署長は、民有林の火入れにつき森林法第23条の規定による都道府県の条例の定めがある場合には、国有林野の火入れについてもこれに準じて行なわなければならない。
- 3 森林管理署長は、火入れをする場合には、担当者に現場を監視警戒させ、かつ、森林管理署長が指定した消火時間前に火気を消滅させ、日没後更にその消滅を確認させなければならない。

(火入れの同意)

第 72 条 森林法第 11 条第 6 項の同意又は同法第 21 条第 3 項の同意は、国有林野の管理経営上支障がなく、かつ、危険発生のおそれがないと認めるときでなければならぬ。

2 前項の承認には、火入れの日において危険発生のおそれがあると認めるときは、森林管理署（火入れに係る国有林野が森林管理署の支署の管轄区域内にある場合にあっては、森林管理署の支署。）の職員を立ち合わせ、かつ、当該職員をして火入れの日時を変更させ、又は必要な措置を指示させることがある旨の条件を附さなければならない。

(鳥獣保護区の管理)

第 73 条 森林管理局長は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 28 条第 1 項の規定により指定された鳥獣保護区の区域内の国有林野につき、鳥獣の保護に資するよう管理を行わなければならない。

第 74 条 削除

第 75 条 削除

(猟区の設定等)

第 76 条 森林管理局長は、猟区を設定することを必要と認め、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 68 条第 1 項の規定により都道府県知事の認可を受けようとするときは、あらかじめ林野庁長官の承認を受けなければならない。

2 森林管理局長は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 69 条の規定により同意を求められた場合において、これに応じようとするときは、あらかじめ林野庁長官の承認を受けなければならない。

(レクリエーションの森の管理)

第 77 条 森林管理局長は、国有林野管理経営規程（平成 11 年農林水産省訓令第 2 号）第 13 条第 5 項の規定により選定されたレクリエーションの森につき、自然環境保全に配慮しつつ、国民の保健・文化・教育的利用の増進に寄与するように管理を行わなければならない。

(国有林野への入林)

第 78 条 森林管理局長は、国有林野の適切な管理又は国有林野へ入林する者の安全の確保を図るために必要があると認めるときは、国有林野への入林に関する規則を定めることができる。

第 79 条 削除

第 80 条 削除

第九章 雑 則

(無料利用)

第 81 条 森林管理署長(無料利用に係る国有林野が森林管理署の支署の管轄区域内にある場合にあつては森林管理署支署長。次項において同じ。)は、次に掲げる場合には、国有林野の経営に支障のない限度において、国有林野の無料利用を承認することができる。

- 一 森林管理署、森林管理署の支署、国有林野の産物の買受人、国有林野事業の請負人等においても利用する必要がある通路を開設させる場合
- 二 国有林野の産物の買受人が売払区域以外の国有林野において造材、製薪炭等買い受けた産物の加工、運搬又は小屋掛けを行なう場合
- 三 国有林野事業の請負人が工事区域以外の国有林野において加工、運搬、小屋掛け又は材料置場の設置を行なう場合

2 森林管理署長は、前項の規定により国有林野の無料利用の承認をする場合には、貸付又は使用の契約に準じて利用期間、損害があつた場合の賠償、その他必要な事項を記載した請書を提出させなければならない。ただし、他の契約に関連して承認する場合において、当該契約でこれらの事項を定めたときは、この限りでない。

3 森林管理局長は、第 47 条の 2 第 3 号の規定による約定に基づき樹木採取権者が樹木の採取、加工又は運搬、小屋掛け、通路の開設その他施設及び器具の設置のため国有林野を利用することを承認することにより、樹木採取権者に対し、その承認の範囲内における国有林野の無料利用を承認することができる。

(文化財)

第 82 条 森林管理局長又は森林管理署長(文化財に係る国有林野が森林管理署の支署の管轄区域内にある場合にあつては、森林管理署支署長。以下この条において同じ。)は、文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)第 167 条第 1 項各号又は第 168 条第 1 項第 3 号に掲げる場合には、同法及び関係法令に定める通知又は同意の請求に必要な事項を記載した書面を農林水産大臣に提出しなければならない。この場合において、森林管理署長が当該書面を農林水産大臣に提出するときは、森林管理局長を経由して提出しなければならない。

2 森林管理署長は、国有林野で文化財保護法第 109 条第 1 項又は第 2 項の規定により指定されたものの管理上必要な保存施設として、標識、説明板、境界標又は囲柵その他の施設を設置しなければならない。

(高山植物等の採取)

第 83 条 森林管理局長又は森林管理署長(申請に係る国有林野が森林管理署の支署

の管轄区域内にある場合にあつては、森林管理署支署長。第3項において同じ。)は、国有林野内で高山植物等を採取しようとする申請があつた場合において、申請者が次の各号のいずれかに該当し、かつ、学術研究上必要があると認めるときは、その採取を許可することができる。ただし、天然記念物に指定された植物その他その種類の保存上支障があると認める植物については、この限りでない。

- 一 学校教育法第1条に規定する学校において植物を研究する職員
 - 二 大学の学生で植物学を修習する者
 - 三 植物学を専門に研究する者
- 2 前項の申請には、採取地、採取期間、採取する植物及び採取の目的を記載させ、かつ、必要がある場合には、採取者の資格及び採取の目的に関し適当な証明書を添えさせなければならない。
- 3 森林管理局長又は森林管理署長は、第1項の規定により高山植物等の採取を許可した場合には、次の事項を記載した許可証を交付しなければならない。
- 一 許可番号
 - 二 許可年月日
 - 三 採取者氏名
 - 四 採取期間
 - 五 採取場所
 - 六 植物の種類及び数量の指定

(契約保証金の免除)

- 第84条 森林管理局長、森林管理署長又は森林管理署支署長は、指名競争に付し、又は随意契約により、国有林野の管理及び処分に係る契約を締結する場合において、次の各号の一に該当するときは、契約保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。
- 一 貸付け、使用若しくは交換の契約、分収造林契約又は共用林野契約を締結するとき。
 - 二 売払の契約を締結する場合において売払代金が50万円をこえないとき又は買受人が契約締結と同時に売払代金を納付するとき。
 - 三 売払代金の延納を認める売払契約を締結する場合において買受人が契約締結の時までに担保を提供したとき。
 - 四 契約の相手方が法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1第1号に掲げる法人であるとき。

附 則

- 1 この訓令は、昭和36年4月1日から施行する。
- 2 沖縄県の区域内に所在する国有林野で、沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和46年法律第129号）の施行の際琉球政府、沖縄の市町村その他の法人又は個人が使用し又は収益することを認められているものを琉球政府の事務若しくは事業を承継する者、沖縄の市町村その他の法人に相当する者又は当該個人に引

き続き貸し付け又は使用させる場合における貸付け又は使用の条件は、第 25 条から第 30 条までの規定にかかわらず、昭和 52 年 5 月 14 日までの間は、同法の施行の際における当該国有林野に係る貸付け又は使用の条件と同一とする。

3 次に掲げる訓令は、廃止する。

一 国有林野管理規程（昭和 26 年農林省訓令第 105 号）

二 不要存置林野を売り払う場合における予定価額の決定についての国有林野管理規程の臨時特例に関する訓令（昭和 27 年農林省訓令第 105 号）

三 不要存置林野の売払についての国有林野管理規程の臨時特例に関する訓令（昭和 34 年農林省訓令第 33 号）

4 この訓令の施行の日から平成 36 年 3 月 31 日までの間において行われる 1 ヘクタール以下の不要存置林野の売払いについては、第 34 条第 1 項中「森林管理局長」とあるのは、「森林管理署長（売払いに係る国有林野が森林管理署の支署の管轄区域内にある場合においては森林管理署支署長。以下この章において同じ。）と、第 36 条、第 38 条、第 39 条第 1 項、第 40 条、第 41 条、第 43 条、第 44 条、第 45 条及び第 46 条中「森林管理局長」とあるのは、「森林管理署長」とする。

5 農林水産省所管国有財産取扱規則（昭和 34 年農林省訓令第 21 号）の一部を次のように改正する。

附 則（昭和 38 年 3 月農林省訓令第 22 号）

この訓令は、昭和 38 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 38 年 6 月農林省訓令第 57 号）

この訓令は、昭和 38 年 6 月 15 日から施行する。

附 則（昭和 39 年 8 月農林省訓令第 40 号）

〔最終改正〕昭和 53・10 農林水産省訓令 40 附則

この訓令は、昭和 39 年 8 月 7 日から施行し、昭和 39 年 7 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 39 年 10 月農林省訓令第 52 号）抄

1 この訓令は、昭和 39 年 10 月 9 日から施行する。

2 この訓令の施行の際に貸付け、又は使用させている国有林に係る 1 年に満たない期間についての貸付料の額については、その契約期間は、なお従前の例による。

3 この訓令の施行の際現に結ばれている共用林野契約については、なお従前の例による。

附 則（昭和 41 年 4 月農林省訓令第 11 号）

この訓令は、昭和 41 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 41 年 6 月農林省訓令第 29 号）

この訓令は、昭和 41 年 6 月 3 日から施行する。

附 則（昭和 42 年 4 月農林省訓令第 10 号）

この訓令は、昭和 42 年 4 月 21 日から施行する。

附 則（昭和 43 年 3 月農林省訓令第 9 号）

この訓令は、昭和 43 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 43 年 12 月農林省訓令第 53 号）

この訓令は、昭和 43 年 12 月 28 日から施行し、昭和 43 年 12 月 2 日から適用す

る。

附 則（昭和 45 年 6 月農林省訓令第 35 号）

この訓令は、昭和 45 年 6 月 18 日から施行する。

附 則（昭和 45 年 9 月農林省訓令第 51 号）

- 1 この訓令は、昭和 45 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 この訓令の施行に際現に貸し付け、又は使用させている国有林野に係る貸付料又は使用料の額については、その契約期間中は、なお従前の例による。
- 3 この訓令の施行の際現に国有林野を耕作の目的に供するため個人に貸し付けている場合（この訓令の施行の際当該林野の土地が農地である場合に限る。）における当該貸付で更新後のものに係る貸付料の額は、昭和 55 年 9 月 30 日までは、この訓令による改正後の国有林野管理規程第 25 条第 1 項ただし書の規定にかかわらず、近傍類地の農地についての農地法の一部を改正する法律（昭和 45 年法律第 56 号）附則第 8 項の規定によりその効力を有するものとされる同法による改正前の農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 21 条第 1 項の小作料の最高額をこえてはならない。

附 則（昭和 46 年 9 月農林省訓令第 19 号）

この訓令は、昭和 46 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 47 年 6 月農林省訓令第 20 号）

この訓令は、昭和 47 年 6 月 9 日から施行し、昭和 47 年 5 月 15 日から適用する。

附 則（昭和 50 年 3 月農林省訓令第 3 号）

この訓令は、昭和 50 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 51 年 1 月農林省訓令第 1 号）

この訓令は、昭和 51 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 52 年 5 月農林省訓令第 12 号）

この訓令は、昭和 52 年 5 月 15 日から施行する。

附 則（昭和 53 年 7 月農林省訓令第 28 号）

この訓令は、昭和 53 年 7 月 5 日から施行する。

附 則（昭和 53 年 10 月農林水産省訓令第 40 号）

抄

- 1 この訓令は、昭和 53 年 10 月 2 日から施行する。

附 則（昭和 54 年 1 月農林水産省訓令第 6 号）

この訓令は、昭和 54 年 1 月 4 日から施行し、この訓令による改正後の国有林野管理規程の規定は、昭和 54 年 1 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 55 年 3 月農林水産省訓令第 4 号）

この訓令は、昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 57 年 12 月農林水産省訓令第 15 号）

- 1 この訓令は、昭和 58 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際現に貸し付け、又は使用させている国有林野に係る貸付料又は使用料の額については、その契約期間中は、なお従前の例による。

附 則（昭和 59 年 10 月農林水産省訓令第 28 号）

この訓令は、昭和 59 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 63 年 3 月農林省訓令第 5 号）

この訓令は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成元年 3 月農林省訓令第 4 号）

この訓令は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 4 年 3 月農林省訓令第 4 号）

この訓令は、平成 4 年 3 月 31 日から施行する。

附 則（平成 6 年 3 月農林省訓令第 1 号）

この訓令は、平成 6 年 3 月 15 日から施行する。

附 則（平成 6 年 9 月農林省訓令第 26 号）

この訓令は、平成 6 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 8 年 3 月農林水産省訓令第 31 号）

この訓令は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 8 年 3 月農林省訓令第 2 号）

この訓令は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 11 年 3 月農林省訓令第 8 号）抄

1 この訓令は、平成 11 年 3 月 1 日から施行する。

2 この訓令の施行の際現に改正前の国有林野管理規程第 81 条第 1 項第 1 号の規定により無料利用の承認をしているものについては、その承認期間中は、なお従前の例による。

附 則（平成 12 年 3 月農林水産省訓令第 6 号）

この訓令は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 12 年 8 月農林水産省訓令第 1 号）

この訓令は、平成 12 年 8 月 22 日から施行する。

附 則（平成 13 年 4 月農林水産省訓令第 20 号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成 15 年 4 月農林水産省訓令第 2 号）

この訓令は、平成 15 年 4 月 16 日から施行する。

附 則（平成 17 年 3 月農林水産省訓令第 2 号）

この訓令は、平成 17 年 3 月 7 日から施行する。

附 則（平成 23 年 3 月農林水産省訓令第 1 号）

この訓令は、平成 23 年 3 月 29 日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月農林水産省訓令第 1 号）

この訓令は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月農林水産省訓令第 7 号）

この訓令は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 24 日農林水産省訓令第 3 号）

この訓令は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 5 月 26 日農林水産省訓令第 9 号）

この訓令は、平成 27 年 5 月 29 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 25 日農林水産省訓令第 5 号）
この訓令は、平成 31 年 3 月 25 日から施行する。

附 則（令和 2 年 8 月 3 日農林水産省訓令第 16 号）
この訓令は、令和 2 年 8 月 3 日から施行する。